

難民サポーター、寄付者のみなさま

2002年のご支援ありがとうございました。  
ここに、この1年の報告をさせていただきます。  
今後どうぞよろしくお願い致します。

難民サポーター・緊急ファンド  
難民サポート年次報告  
2002

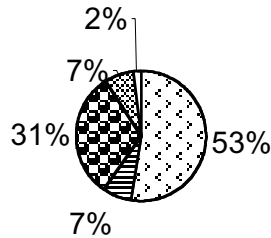
相談室訪問者について

難民支援協会事務所には、世界各国の難民たちが、難民申請や日本での生活についての相談などによってきます。

- 相談者数： 毎月約 40 人（延べ）
- 相談者数総数： 280 人
- 2002 年新規来訪相談者： 87 人
- 国籍： 15 カ国



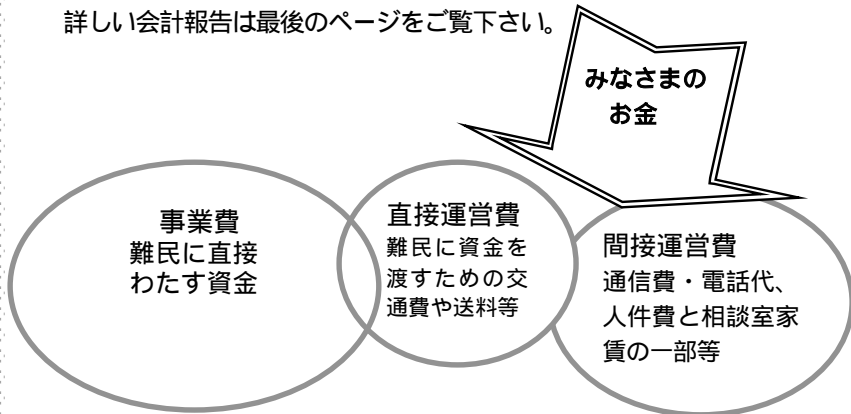
相談室訪問者の地域別割合



- 中東
- 東南アジア
- アフリカ
- 南アジア
- 東アジア

サポーター費 & 緊急ファンド寄付金の流れ

みなさまからお預かりした資金の用途は下記のようになっています。  
詳しい会計報告は最後のページをご覧ください。



緊急ファンド：

日本で生活していくために必要なお金に困っている難民への貸し出し・支給を目的として、2000年12月に設立した基金です。

特定非営利活動法人 難民支援協会

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 2-19 銀鈴会館 406号室  
Tel:03-5225-2135 Fax:03-5225-2136 info@refugee.or.jp

<http://www.refugee.or.jp/>

緊急ファンド執行ケース紹介

ケース M 氏 難民申請者 (イラン人・30 歳代)

M 氏は、1991 年 8 月に日本に入国した。2000 年 5 月、オーバーステイを理由に収容される。同月、日本政府に対し難民認定申請をするが、7 月に不認定となる。国連難民高等弁務官事務所 (以下、UNHCR) からはマンドート難民 (\*1) と認められている。

2001 年 11 月に約 1 年半ぶりに仮放免されたが仕事も預貯金も無かった。住居は、知人宅に仮住まい。自立までのステップとして、当協会の手配により、2002 年 1 月から、宗教関係の支援団体のシェルター施設へ 3 ヶ月契約で入居し、契約終了後の転居先探しに奔走。

ようやく物件を見つけることは出来たが、保証人と敷金・礼金等の支払が問題となる。保証人は M 氏

の支援者が引き受けて下さった。資金面で、残額については M 氏本人と同居予定の友人とで工面するので、契約時の費用として難民支援協会から 20 万円を支援してほしいとの依頼を受ける。

当時の仕事はペンキ屋のアルバイトで、月収は 7 万円程度。しかし、当協会への返済は翌月から毎月 1 万円ずつ可能であると主張した。必死の思いで見つけた物件を無駄にしたくない、また 1 日でも早く生活を安定させたいという本人の強い意思を感じた。

収容前の職歴から、仕事が軌道に乗れば収入も安定すると考えられた為、全額返済が見込めると判断し、返済計画等を明記した契約書を交し 155,000 円を貸出した。

緊急ファンド 内訳 (礼金・敷金・家賃など)

< 契約時に必要だった金額 >

礼金 (1 ヶ月分):	92,000 円
敷金 (2 ヶ月分):	184,000 円
家賃 (入居月の残日数分 + 翌月分):	112,770 円
保険料 (2 年分):	20,000 円
手数料:	92,000 円
消費税:	4,600 円
合計:	505,370 円

< 資金調達内訳 >

JAR からの貸出し額:	155,000 円
UNHCR からの一時支援金額 (*2):	45,000 円
本人が用意した額:	305,370 円
合計	155,000 円貸出し

その後 M 氏は、5 月以降、毎月 1 万円を返済。現在までに 6 万円を返済している。M 氏からの郵便振替の通知書を見る度に、彼の自立に少しでも役に立てたのかもしれないと、うれしく思う。特に M 氏は、長期収容からの放免後まもない、大変困難な時期であったことを考えると、ご本人の努力は相当であったと思う。

(\*1) UNHCR の任務 (マンドート) に基づいて UNHCR が難民と認めた人々を指す。

(\*2) UNHCR に登録した難民申請者のうち、生活が困窮している方に対して、UNHCR が現金を支給する枠組。

礼金・敷金の支給が増えています

今回のM様の様に、敷金・礼金の貸出 住環境における自立と仕事へのモチベーション 仕事の定着 返済と、ご本人にとっても、また私たちがより多くの方に同様のサービスを提供するためにも、好循環を生み出せる様、皆様からのご寄付を有効活用していきたいと考えている。

ケース G氏 難民申請前（カメルーン人・30歳代）

G氏は、2002年9月、関西空港に到着。日本には、親戚、知人等誰もいない。関西空港で偶然知り合ったコート・ジボワール人に助けられ同居し、大阪で約1ヶ月過ごす。11月8日上京し、同日、どうかUNHCRに連絡でき、難民支援協会に来訪した。

来訪時には、鞆一つ持っていなかった。母国より持ってきた少量の手荷物は、大阪に置いてきてしまった。日本入国時の所持金は約\$100。既に使い切っており、小銭数百円しか持っていない。当日の夜から週末は、電車の中で知り合ったガーナ人宅に

泊めてもらえるとのことであった。

G氏に、日本の難民認定申請に関する説明を行う。翌月曜日には、当協会スタッフが同行し難民認定申請予定。確実に申請を行い、UNHCRの一時支援金の支給(\*1)までの間の緊急措置として、緊急ファンドの支給が適当であると判断した。先述のガーナ人と連絡できず、宿泊費が必要になることも予想されたため、食費と宿泊費として1万円(3日分)を支給。また、衣服も全く持っていなかったため、以前ご寄付頂いた古着も提供。翌月曜日、G氏は無事に難民認定申請を行った。

緊急ファンド 内訳（食費・宿泊費）

食費：	約 1,000 円 X 3 日分
宿泊費：	約 2,000 円 X 3 日分
合計：	10,000 円
	合計 10,000 円支給

もし、緊急ファンドがなかったら...

緊急ファンドの重要性を改めて感じる事態に直面する機会が最近多くある。G様の様に、日本到着後間もなく、難民認定申請をしようにも何処に行けばよいのか、何をすればよいのかわからず、しかも母国から持ってきた現金は尽きてしまい、知り合いもおらず、寝る場所すら確保できない...。このような場面で、難民の方々にお渡しできるファンドがあることに、皆様への感謝の気持ちで一杯になる。

と同時に、ひとりひとりの強さを感じることもある。申請を行った月曜日、G氏にはその夜の宿泊場所がなかった。しかし、彼は「まずは自分で何とかやってみよう。ある地域に同国人が多く住んでいると聞いた。そこに行けば、どうにかなると思う」と言っていて事務所を去っていった。

私たちも、彼ら/彼女らのエネルギーを妨げる事の無い様、また皆様からのご寄付が難民の方ひとりひとりにとって最も有意義な形でお渡しできる様、努めてまいりたい。

新島彩子（難民アドバイザー）

# 会計報告

会計担当：鈴木律文（理事）

昨年 11 月から今年の 10 月までの 11 ヶ月間で、みなさまから『緊急ファンド』基金に 140 万円を超えるご支援を頂きました。ここに厚くお礼申し上げます。特に、昨年の歳末時には 100 万円集めることができました。重ね重ね本当にありがとうございます。

ただし、11 月以降も執行が増えており、残金が変わずかになってきています。当協会では、今秋から「難民サポーター」の枠組みを設けまし

た。引き続き、みなさまからのご支援をお願い申し上げます。

なお、当協会会計期末（6 月末）に一般会計に繰り入れた間接運営管理費には、緊急ファンドを執行する際の連絡費用や広報費用、執行に携わるスタッフの給与の一部が含まれています。

。 収入	前期繰越金	814,249 円	
	指定寄付	1,405,478 円	
	貸出し分返済	212,185 円	合計 2,431,912 円
「 支出	事業費	1,495,990 円	（詳細は下記「執行リスト」参照）
	直接運営管理費	56,430 円	
	間接運営管理費	441,160 円	（一般会計への繰り入れ）合計 1,993,444 円
			収支差額 438,468 円

## JAR 緊急ファンド 執行リスト 11 ヶ月分（01 年 12 月 1 日～02 年 10 月 31 日）

執行日	国籍	金額	用途	執行日	国籍	金額	用途
12 月 6 日	A 国	25,000 円	面接通訳費、生活費、宿泊費	7 月 8 日	P 国	13,370 円	診断書発行料等（被收容者）
12 月 25 日	V 国	30,000 円	生活費、宿泊費	7 月 12 日	K 国	24,000 円	生活費、在留資格更新手数料
1 月 10 日	I 国	64,000 円	生活費、宿泊費	7 月 29 日	T 国	14,000 円	仮放免出頭交通費
2 月 28 日	I 国	90,000 円 （全額貸出）	引越代、新居の敷金・礼金、医療費の一部	7 月 31 日	U 国	60,000 円 （全額貸出）	新居の敷金・礼金・家賃の一部
3 月 12 日	T 国	30,000 円	生活費	8 月 2 日	C 国	15,000 円	宿泊費・生活費
3 月 12 日	T 国	30,000 円	生活費	8 月 6 日	S 国	30,000 円 （全額貸出）	初回給料日までの生活費
3 月 15 日	T 国	190,000 円 （全額貸出）	新居の敷金・礼金・家賃	8 月 20 日	C 国	40,000 円	生活費
3 月 22 日	I 国	155,000 円 （全額貸出）	新居の敷金・礼金・家賃	8 月 27 日	C 国	40,000 円	生活費
4 月 26 日	M 国	63,000 円	生活費・家賃滞納分	8 月 29 日	T 国	150,000 円 （全額貸出）	新居の礼金・敷金
4 月 30 日	I 国	55,000 円	生活費・家賃滞納分	8 月 29 日	S 国	4,620 円	交通費
5 月 1 日	I 国	105,000 円 （全額貸出）	生活費・外国人ハウス入居費	9 月 19 日	C 国	16,000 円 （全額貸出）	医療費
5 月 13 日	S 国	82,500 円 （全額貸出）	新居の家賃・手数料	9 月 26 日	C 国	52,000 円 （2 万円貸出）	外国人ハウスの保証金と宿泊費
5 月 13 日	S 国	82,500 円 （全額貸出）	新居の家賃・手数料	9 月 27 日	B 国	5,000 円	食費（3 日分）
5 月 23 日	T 国	30,000 円	生活費				

難民申請者のプライバシーにかかわるため、出身国（民族）名および名前は伏せさせていただきます。